

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月12日
照会部署名 今治年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (役職名) 一般職 森 美穂子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 井口

(案件)

(受付番号) No. 2010-381	資格取得時に決定した報酬の訂正について
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

東京都の[REDACTED]健康保険組合に加入している、愛媛県所在の事業主より、資格取得時の標準報酬月額の訂正（以下、「資格取得時報酬訂正」という。）に係る取扱いについて照会があり、確認したところ、愛媛社会保険事務局と東京社会保険事務局の取扱いに相違（以下を参照）していることが判明しました。
つきましては、資格取得時報酬訂正に係る取扱いについてご教示いただきま
すようお願いします。

【事案】

- ① 資格取得時において、固定給と通常見込まれる残業手当等の諸手当を含め150,000円で届出し、標準報酬月額は150千円で決定され通知をうけた。
- ② 事業主より当初の見込額と実際の給与支給額に大幅な差が生じているため、資格取得時報酬訂正について相談があった。

4月～6月の給与支給実績を給与台帳により確認したところ、

- ・ 4月：125,550円
- ・ 5月：126,169円
- ・ 6月：128,475円

となっており、届出した額と相違した理由は、当初見込んでいたほどの残業がなかったことによることを確認した。ちなみに残業手当の支給があつたのは5月のみ（4,219円）であった。

- ③ 東京社会保険事務局と愛媛社会保険事務局の取扱いは以下のとおり相違し

ているが、この場合、厚生年金保険のみの資格取得時報酬訂正は可能なのか。

【事業主の主張する東京社会保険事務局の取扱】

事業主は、東京社会保険事務局及び当該健康保険組合においては、従前より、手当の算入もれや見込額を計算する際の計算誤りがあった場合のみ、資格取得時報酬訂正を認めているとのことであり、そのため、今回の事案においては、健康保険に係る資格取得時報酬訂正に該当しないと主張している。

【愛媛社会保険事務局の取扱】

愛媛社会保険事務局においては、手当の算入もれにより標準報酬月額が相違した場合の資格取得時報酬訂正のほか、資格取得時に届け出た報酬と実際の給与支給額が大幅に相違している場合、健康保険法第44条第1項、厚生年金保険法第24条第1項における「・・・算定した額が著しく不当であるときは、・・・」を根拠とし、（その取扱いについては通知・業務処理マニュアル等では明確にしめされていないものの）資格取得時に届け出た報酬と、資格取得後3ヶ月の給与実績を比較し、隨時改定の要件にならって、2等級以上差が生じている場合を上記の「算定した額が著しく不当であるときは、」に該当するものとして、資格取得時に遡って、実際の給与支給額の3ヶ月の平均額に訂正している。

【当事務局の見解】

愛媛社会保険事務局の取扱いについては、平成16年6月30日付庁保発第0630001号「社会保険調査官要領」の第5の2に「・・・標準報酬月額の訂正を行う必要が認められるものについては、・・・各種訂正・変更届等を徴するものとする。」と定められていること、また、当該要領の別添2の「事故調査要領」の「1 適用に関する調査」に「(1) 資格の取得・喪失と報酬等の届出が不当と思われるもの」が調査事項に挙げられていることからみても妥当な取扱いであると思われ、今回の事案においては資格取得時報酬訂正をする事案と思料する。

また、健康保険組合が健康保険に係る資格取得時報酬訂正ができないとするのであれば、健康保険と厚生年金保険は別制度であり、根拠となる法律も別であることから、厚生年金保険のみ資格取得時報酬訂正を行う。

局での見解となっておりますが、以前に適用・徴収対策室に疑義照会をしており、回答が得られなかったことにより、再度、照会するものであることを申し添えます。

(回答)

被保険者がその資格を取得した際の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 22 条、健康保険法第 42 条によりその決定方法が定められている。これは被保険者となる者が資格取得する際に現実に支払われた報酬がない時点で、どのように報酬月額を決定するのかを定めているものであり、また、毎年の定時決定は、既に決定されている標準報酬月額が実際に受ける報酬に見合う標準報酬月額にするためと解される。こうして決定された標準報酬月額に著しい変動を生じた場合に限り、随時改定することとされており、その変動要因は固定的賃金の変動に限定されている。これらのことから資格取得時の報酬訂正を行うのは、固定的賃金や手当の算入もれ、明らかな計算誤りがあった場合等と考え、資格取得時に見込んでいたほどの残業手当が、実際に支払われた残業手当と著しい差異が生じたとしても、資格取得時の報酬訂正は行わないのが妥当と考える。

また、健康保険と厚生年金保険は、制度は別であるが、資格取得時決定の考え方方に相違はないため、厚生年金保険のみ資格取得時訂正を行うことはできない。

回答日 平成 22 年 6 月 4 日（8 月 6 日修正）

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

（軽微なものについてはグループ長）

山上